# 2022年度の障害者虐待の状況(速報値)について

※数値については速報値であり、今後、精査により変動する場合がある。

### (1) 2022年度における障害者虐待に係る相談・通報・届出件数等

2022年4月1日から2023年3月31日までの本県の障害者虐待の状況については、相談・通報・届出件数が合計1,049件であり、うち虐待と判断された件数は257件だった。 虐待類型別の件数は表1に示すとおりで、「養護者による障害者虐待」(以下、「養護者虐待」という。)に関する相談等が最も多く全体の53.0%を占め、次いで障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待、使用者による障害者虐待となっている。

虐待と判断された257件の内訳においても、養護者虐待が最も多く、全体の63.4%を占め、次いで、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待(以下、「施設虐待」という。)、使用者による障害者虐待(以下、「使用者虐待」という。)となっている。

養護者虐待は、「相談・通報・届出件数」「虐待判断件数」ともに前年度と同程度となっている。

施設虐待では、「相談・通報・届出件数」「虐待判断件数」ともに前年度より増加している。

使用者虐待は、「相談・通報・届出件数」が前年度より増加しており、「虐待判断件数」は調査中の件数を除いても前年度の2倍となっている。。

表1 2022年度の市町村等への障害者虐待に係る相談・通報・届出件数等

		養護者		施設従事者			使用者			合計	
	相談・通報・ 届出件数	虐待判断件数	虐待判断率	相談・通報・ 届出件数	虐待判断件数	虐待判断率	相談・通報・ 届出件数	虐待判断件数	虐待判断率	相談・通報・ 届出件数	虐待判断件数
2022年度	556件	163件 (調査中14件除く)	29.3%	380件	68件 (調査中63件除く)	17.9%	113件	26件 (調査中28件除く)	23.0%	1,049件	257件
2021年度	531件	169件	31.8%	291件	5 5 件	18.9%	94件	13件	13.8%	916件	237件
2020年度	475件	147件	30.9%	200件	5 1 件	25.5%	77件	2 2 件	28.6%	752件	220件

<sup>※</sup>年度をまたいで虐待を判断した件数を含む。

※2021年度の数値は、速報値であり、今後、精査により変動する場合がある。

#### (2) 虐待と判断された事案における被虐待者の障害種別(表2)

養護者虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、精神障害が72人と最も多く、次いで、知的障害が63人となっている。 施設虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、知的障害が63人と最も多く、続いて身体障害、精神障害となっている。 使用者虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、精神障害が最も多く、続いて知的障害、身体障害となっている。

#### 表 2 虐待類型別の被虐待者の障害種別

(人)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他 ・不明	虐待判断件数
養護者	3 0	6 3	7 2	3	8	163件
食喪日	(21)	(73)	(77)	(14)	( 5)	(169)
±∕ <del>∴</del> ≑⊓∟	1 3	6 3	9	3	2	68件
施設	(6)	(41)	(5)	(9)	(1)	(55)
<b>佐田</b> 孝	5	8	1 5	1	1	26件
使用者	(5)	(8)	(6)	(1)	(2)	(13)
計	4 8	1 3 4	9 6	7	1 1	257件
司口	(32)	(122)	(88)	(24)	(8)	(237)

※括弧内は2021年度の件数(以下同様)

※重複障害者は二重計上しており、また、1件に複数の被虐待者が含まれる場合があるため、 虐待判断件数とは合致しない。(以下同様)

### (3) 虐待と判断された事案における虐待種別

虐待と判断された事案における虐待種別は、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、経済的虐待、放棄・放任、性的虐待となっている(表 3)。 虐待類型別の虐待種別を見ると、養護者虐待、施設従事者による虐待においては身体的虐待、使用者による虐待においては経済的虐待の割合が高い。

表3 虐待と判断された事案における虐待種別

(人)

	身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的	虐待判断件数
養護者	1 2 9	2	4 1	7	1 4	163件
食護有	(131)	(4)	(42)	(13)	(21)	(169)
<del>1/</del> c=⊓	4 0	1 0	3 1	8	6	68件
施設	(34)	(4)	(17)	(5)	(1)	(55)
法田老	2	0	5	1	2 1	26件
使用者	(2)	(0)	(4)	(1)	(9)	(13)
計	171	1 2	7 7	1 6	4 1	257件
Π̈́Τ	(167)	(8)	(63)	(19)	(31)	(237)

#### (4)養護者による障害者虐待

①相談・通報・届出者の内訳

相談・通報・届出者については、警察が最も多く258人、相談支援専門員97人、次いで施設従事者、本人となっている(表4-1)。

警察からの通報の内訳としては、本人が最も多く145人、家族・親族38人、次いで近隣住民・知人、虐待者自身となっている(表4-2)。

警察への相談・通報・届出者を合算すると、被虐待者である障害者本人からの届出が最も多く195人となっている。

表4-1 相談・通報・届出者の内訳

(人)

本人	家族・親族	近隣住民• 知人	民生委員	医療機関 関係者	教職員	相談支援 専門員	施設従事者	虐待者自身	歡察	市町村職員	その他 ・匿名	不明	合計
5 0	1 5	4	0	2 0	1	9 7	6 8	1	2 5 8	2 3	2 1	1 4	5 7 2
(53)	(20)	(15)	(0)	(19)	(3)	(111)	(58)	(2)	(225)	(14)	(27)	(0)	(547)

<sup>※</sup>同一案件に対して、複数の相談・通報・届出があると二重計上しているため、表1とは合致しない。

表4-2 「警察」の内訳

(人)

本人	家族・親族	近隣住民・ 知人	民生委員	医療機関 関係者	教職員	相談支援 専門員	施設従事者	虐待者自身	市町村職員	その他 ・匿名	不明	合計
1 4 5	3 8	1 3	0	1	0	1	0	7	0	3	5 0	2 5 8
(83)	(36)	(16)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(15)	(6)	(8)	(59)	(225)

<sup>※</sup>表7-1、7-2における「その他」については、介護保険サービス事業所職員・就業生活支援センター等が含まれる。

#### ②被虐待から見た虐待者の続柄(虐待と判断された事案)

虐待をした養護者は、親(父、母)が46.6%を占めている(表5)。

#### 表5 被虐待者から見た虐待者の続柄(虐待と判断された事案)

(人)

父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟・姉妹	その他	虐待判断件数
41(37)	35(51)	37(30)	3 (5)	6(6)	1(2)	27(18)	25(30)	163件(169)

※複数の養護者からの虐待は二重計上しているため、表1とは合致しない。

※「その他」については、叔父・甥姪・内縁の夫・従兄弟・交際者・知人・友人等が含まれる。

### ③被虐待者の性別(虐待と判断された事案)

被虐待者の性別は、女性が63.8%を占めている(表6)。

#### 表6 被虐待者の性別(虐待と判断された事案)

(人)

男性	女性	不明	虐待判断件数
60(53)	104(117)	0(0)	163件(169)

### ④被虐待者の年齢(虐待と判断された事案)

被虐待者の年齢は、幅広い年代にわたっている (表 7)。

#### 表7 被虐待者の年齢(虐待と判断された事案)

(人)

~17歳	18·19 歳	20~24 歳	25~29 歳	30~34 歳	35~39 歳	40~44 歳	45~49 歳	50~54 歳	55~59 歳	60~64 歳	65歳以上	不明	虐待判断件数
2(2)	12(9)	18(22)	18(22)	16(19)	11(12)	21(17)	14(21)	19(15)	14(15)	18(16)	1(0)	0(0)	163件(169)

#### ⑤虐待に対する対応状況(虐待と判断された事案)

虐待と判断された事案のうち、32.5%は分離を行った。62.6%は分離を行わなかった(表8)。

#### 表8 虐待に対する対応状況(虐待と判断された事案)

(人)

分離を行った	分離を行わなかった	その他(同居していなかった等)	検討中	虐待判断件数
5 3 (5 3)	102(86)	9 (2 6)	0(5)	163件(169)

#### ⑥分離を行った事案の対応の内訳(虐待と判断された事案)

分離を行った事案の対応は、契約による障害福祉サービスの利用開始が最も多かった(表9)。

#### 表9 分離を行った事案の対応の内訳(虐待と判断された事案)

(人)

契約による障害福祉サービス	やむを得ない事由による措置	市町村独自事業による一時保護	医療機関への入院	その他	計
26(29)	0(0)	9(6)	5 (1 3)	1 3 (5)	5 3 (5 3)

※「その他」については、介護保険サービスの利用、虐待者の逮捕、親族宅への転居、社員寮への入居等が含まれる。

### ⑦分離を行わなかった事案の対応の内訳(虐待と判断された事案)

分離を行わなかった事案の対応で最も多かったものは、養護者に対する助言・指導であった(表10)。

#### 表10 分離を行わなかった事案の対応の内訳(虐待と判断された事案)

(人)

養護者に対する	養護者が介護負担	新たな障害福祉	サービス等利用	障害福祉サービス	その他(成年後見制度	見守りのみ	分離を行わなかった
助言・指導	軽減等の事業に参加	サービスの利用	計画見直し	以外を利用	利用等)	元リッジが	// 内性で 11 47/よ //・2 /C
49(68)	0(0)	10(18)	17(19)	7 (5)	5 (1 5)	40(57)	102(86)

<sup>※</sup>複数の対応をしている場合は二重計上しているため、合計数は合致しない。

⑧分離を行わなかった事案の対応における「見守りのみ」の内訳(虐待と判断された事案)

#### 表 1 1 - 1 頻度

1回/1週間	1回/2週間	1回/1か月	不定期	その他
0 (2)	0 (0)	0 (2)	40 (23)	0 (0)

### 表 1 1 - 2 主体

市町村職員	民生委員	訪問看護職員	その他
29 (14)	0 (0)	2 (4)	5 (17)

※「その他」については、障害福祉サービス計画担当者、相談支援専門員、通所施設等が含まれる。

### 表11-3 方法

訪問	来庁	電話	その他
12 (11)	7 (9)	6 (5)	23 (10)

※「その他」については、通所や通院の状況確認、関係機関との情報共有等が含まれる。

#### 表11-4 結果

再発していない	再発したため、 別の対応をとった
38 (26)	2 (1)

#### (5) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

①相談・通報・届出者の内訳

相談・通報・届出者については、当該施設・事業所職員が88件、当該施設・事業所設置者が65件、行政職員が45件、相談支援専門員が44件、本人が35件となっている。当該施設・事業所(設置者・職員・元職員・利用者)からの相談・通報は、警察への相談・通報を合算すると全体の43.4%であった(表12-1・表12-2)。

表12-1 相談・通報・届出者の内訳

(人)

本人	家族・親族	近隣住民・ 知人	相談支援 専門員	施設·事業 所設置者	施設• 事業所職員	施設・事業 所元職員	施設· 事業所利用者	他の施設等職員	行政職員	数家	その他 • 匿名	計
35(33)	20(18)	7 (9)	44(48)	65(31)	88(59)	16(17)	5(6)	24(8)	45(27)	1(2)	53(30)	403(288)

※同一案件に対して、複数の相談・通報・届出があると二重計上しているため、表1とは合致しない。

#### 表12-2 「警察」の内訳

本人	家族・親族	近隣住民 ・知人	相談支援 専門員	施設·事業 所設置者	当該施設· 事業所職員	施設·事業 所元職員	当該施設· 事業所利用者	他の施設等 職員	行政職員	その他 • 匿名	計
0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (2)

#### ②障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等の種別(虐待と判断された事案)

事業種別ごとの件数は、共同生活援助が最も多く24件で、内訳としては、介護サービス包括型が全体の約半数を占めている(表13)。

#### 表13 事実確認調査の対象となった障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等の種別(虐待と判断された事案)

(件)

障害者支援施設	生活介護	共同生活援助	短期入所	居宅介護	放課後等 デイサービス	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労移行支援	その他	虐待判断件数
13 (6)	10 (10)	24 (23)	1 (3)	2 (0)	5 (4)	5 (1)	5 (4)	1 (0)	2 (4)	68 (55)



介護サービス包括型	外部サービス利用型	日中サービス支援型
11 (11)	5 (6)	8 (6)

### ③虐待者の職種(虐待と判断された事案)

虐待と判断された事案における虐待者の職種の内訳は、生活支援員が33人で最も多く、管理者・世話人がそれぞれ12人となっている(表14)。

## 表14 虐待者の職種(虐待と判断された事案)

(人)

サビ管	管理者	医師	設置者• 経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	世話人	相談支援 専門員	地域移行 支援員	指導員
5 (4)	12 (7)	0 (0)	0 (5)	5 (0)	33 (26)	1 (3)	5 (0)	12 (13)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
保育士	児童発達支援 管理責任者	児童指導員	栄養士・ 調理員	訪問支援員	居宅介護 従業者	重度訪問介護従業者	行動援護 従業者	同行援護 従業者	その他従事者	不明	虐待判断件数
1 (0)	4 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	1 (0)	68 (55)

<sup>※</sup>虐待者が兼任している場合は、二重計上しているため、虐待判断件数とは合致しない。

### (6)使用者による障害者虐待

①業種別の虐待と判断された事案の件数

業種別の虐待と判断された事案の件数は、医療・福祉が最も多く10件となっており、3分の1は就労継続支援A型事業所である(表15)。

### 表15 業種別の虐待と判断された事案の件数

(件)

農業、林業	漁業	<ul><li>鉱業、</li><li>採石</li><li>業、</li><li>利採取</li><li>業</li></ul>	建設業	製造業	電気・ガ ス・熱供 給・水道 業	情報通信業	運輸 業、郵 便業	卸売 業・小 売業	金融 業、保 険業	不動産 業、物 品賃貸 業	サービ ス業	教育、 学習支 援業	医療· 福祉	公務	分類不 能の産 業	不明	計	うち、 就労継 続支援 A型
0	0	0	1	5	0	0	1	4	0	0	3	1	1 0	0	0	1	2 6	9
(1)	(0)	(0)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(1)	(0)	(5)	(0)	(0)	(0)	(13)	(3)

#### ②被虐待者から見た虐待者の身分(虐待と判断された事案)

虐待と判断された事案における被虐待者から見た虐待者の身分は、事業主が主なものとなっている(表16)。

#### 表16 被虐待者から見た虐待者の身分(虐待と判断された事案)

(人)

事業主	所属の上司	所属以外の上司	その他	不明	計
22 (8)	4 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (3)	26 (13)

③被虐待者の雇用形態(虐待と判断された事案)

#### 表17 被虐待者の雇用形態(虐待と判断された事案)

(人)

正社員	パート・アルバイト	派遣労働者	期間契約社員	その他	不明	<del>] </del>
11 (4)	11 (4)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	3 (11)	27 (20)

※同一事案に対して、複数の被虐待者がいる場合があるため、表1とは合致しない。